平成２２年（フ）第１７２号
山口県宇部市大字妻崎開作1271番地４、旧住所山口県美祢市豊田前町麻生下703番地
債務者　片岡　幸代（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２９５号
香川県高松市田村町1179番地市営住宅すみれ団地18棟105号室
債務者　矢田満壽美（旧姓尾田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９８号
茨城県常陸大宮市栄町1232番地
債務者　山崎　純子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１７号
名古屋市西区児玉２丁目25番29号　ハートイン康生通７Ｆ号
債務者　横井　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
北海道余市郡余市町大川町16丁目16番地２鰐渕香代子方、住民票上の住所北海道余市郡仁木町西町８丁目69番地
債務者　鰐渕　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８０６号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番236号、申立時の住所宮城県岩沼市三色吉字亀92番地の１
債務者　平間　武春
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４９号
仙台市泉区将監５丁目１番19―43号
債務者　早坂　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５７号
仙台市宮城野区東仙台１丁目５番35号
債務者　畠山　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８７号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目９番地の９
債務者　森　　勝男
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１３号
仙台市宮城野区小田原１丁目４番33―502号
債務者　星川　尚人
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３２号
仙台市泉区将監５丁目２番41―14号
債務者　堀江　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０７号
仙台市青葉区菊田町１番33号　コーポフレンド102
債務者　齋藤　照雄
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
福島市笹谷字谷地前21番地の２　グランディールササヤⅡ402
債務者　渡辺いづみ（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
福島市渡利字七社宮32番地の１　さくら荘３号２Ｆ西
債務者　佐久間香子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
福島県二本松市岳温泉１丁目257番地、前住所福島県会津若松市上町１番37号
債務者　石川　明美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
茨城県水戸市千波町1702番地の12　サンビレッジ葉山Ａ棟102号、旧住所茨城県笠間市旭町209番地11
債務者　藤田　明弘
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷1615番地６
債務者　清水　富雄
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所